

## 二、沖繩文化協会運営委員選任要領

沖繩文化協会会則第六条第一項の規定に基づき、運営委員の選任については次のとおり定める。

- 1 運営委員会は、新しく選任する運営委員について選考者リスト（別紙様式）を作成し、総会に提出する。
- 2 会員は総会で前項のリストのなかから、適任と思われる候補者（沖縄・東京それぞれ五名）に○印を付け、○印の多い順に、沖縄および東京について、それぞれ順次五名を選出する。
- 3 協会事務運営の円滑化をはかるため、前項によって選ばれた運営委員のほか、会長は若干名の運営委員を追加推薦し、新しく選ばれた運営委員半数以上の承認を得て選任することができる。
- 4 任期中で必要があった場合、当該運営委員の全員の合意によって、会長に運営委員の候補者の任命要請をすることができる。会長は任命をすみやかに行うとともに、全運営委員に新運営委員名を報告する。

付則 1 令和四年（二〇二二年）十一月二十六日改正。